

青森県報

第六百八十七号

令和五年
十一月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (障害福祉課) …… 一
- 証紙売りさばきの廃止…………… (会計管理課) …… 一

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (高齢福祉・保険課) …… 一
- 肥料登録の有効期間の更新…………… (食の安全・安心推進課) …… 二
- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (構造政策課) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 四
- 地域森林計画の案の縦覧…………… (林政課) …… 五
- 地域森林計画の変更案の縦覧…………… (同) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 六
- 右 同…………… (同) …… 六

告 示

青森県告示第六百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	中央薬品株式会社中央調剤薬局浪館支店
所 在 地	青森市浪館前田四丁目七の四〇
指定辞退年月日	令和五・〇・一六

青森県告示第六百六十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和五年十月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったため、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
上北郡七戸町字七戸二〇九
山本 千鶴子
- 二 売りさばき場所
上北郡七戸町字七戸二〇九

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

令和五年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和五年十月四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立製作所

東京都千代田区丸の内一丁目六の六

六 契約金額

一億二千五百四十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により令和五年十月二十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号 青森県第三四六号	肥料の種類 混合有機質肥料	肥料の名称 混合有機一・五・〇	保証成分量 (パーセント) 窒素全量五・五 りん酸全量一・〇	その他の規格 公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所 片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八の一〇
------------------	------------------	--------------------	---	--------------------	--

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積	所在及び地番 南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三二の二	地目 田	面積(平方メートル) 五、八三二
二 利用権の内容	農地の区分 南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三二の二	田	利用権の内容 二七〇

南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二二一の一	賃借権
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二二一の二	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二二一の一	令和六年一月一日	二年
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二二一の二	令和六年一月一日	二年

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二二一の一	一一八、八〇〇
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二二一の二	五、四〇〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二二一の一	平成二十六年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二二一の二	平成二十六年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一	田	四七二
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の二	田	二、四九五
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三	畑	七一八

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一	賃借権
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の二	賃借権
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三	賃借権	
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の二	賃借権	
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一	賃借権	

南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一	令和六年一月一日	五年
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の二	令和六年一月一日	五年
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三	令和六年一月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一	二四、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の二	一二七、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三	四三、五〇〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の一	令和二年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村岡八四の二	令和二年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七三	令和二年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて

準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
南津軽郡田舎館村大字枝川字館子二七	田	一、〇二一
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一一〇	田	七六八
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一七三	田	二、〇〇七

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
南津軽郡田舎館村大字枝川字館子二七	賃借権
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一一〇	賃借権
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一七三	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
南津軽郡田舎館村大字枝川字館子二七	令和六年一月一日	十年

南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一〇	令和六年一月一日	三年
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一七三	令和六年一月一日	三年

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)
七 南津軽郡田舎館村大字枝川字館子二	一〇四、〇〇〇
一〇 南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一	二三、四〇〇
七三 南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一	六一、二〇〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
南津軽郡田舎館村大字枝川字館子二七	平成三十年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一〇	平成三十年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一七三	平成三十年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

地域森林計画の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、下北森林計画区に係る令和六年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和五年十一月十五日から同年十二月十四日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和五年十一月十五日から同年十二月十四日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る令和四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和五年十一月十五日から同年十二月十四日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和五年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和五年十一月十五日から同年十二月十四日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭